

◎新潟県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年2月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市七日市字欠下885番2から	新	11.4～22.0メートル	301.8メートル
同市一日市字欠上826番1まで	旧	8.8～22.0メートル	301.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道湯之谷越後広瀬停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯之谷越後広瀬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市七日市字欠下885番2から	新	11.4～22.0メートル	301.8メートル
同市一日市字欠上826番1まで	旧	8.8～22.0メートル	301.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道小出守門線と重用